

四 字音新仮字遣に就いて

(明治三十四年一月)

三 矢 重 松

『国学院雑誌』(明治三十四年一月号)に発表されたもので、文部省が、明治三十三年八月、省令第十四号小学校令施行規則の中で、小学校教育で用いる仮名遣いのうち、字音仮名遣いを表音的なものに改めることにしたことについて批判したもの。三矢重松(一八七一~一九二三)は国語学者で、国学院大学教授。

此の儘泣寝入か——字音の性質——出来ない相談——曖昧な文部の態度——屑拾と見せかける賊——日本の綴字問題——根底が立たぬ——断然反対——沢柳局長に御尋——輿論はどうか

数へて見ると、はや五ヶ月になつた。あの字音新仮字遣が小学校令で規定された当時は、とやかくの批評もあつたが、いづれも大した勢力にはなり兼ねた様である。して其の実施期限はいよいよ眼の前に迫つて来て居るに、世間は果して此の儘泣寝入となる積だらうか。自分の考では、此の問題は決して小いことではない。関係する所が広いから十分に攻究し

て、読売新聞の社説の様に延期でもするか、又は断行するか、廃止するか、今のうちに処分をつけなければならぬ事と思ふので、新年の魁となつて一言を述べようと思ふ。どうぞ確な輿論を出したいものである。如何に文部省でも實際不都合がある者ならば、非を通す様なことはあるまい。

で、当局者はあれを実行することに就いてどんな考を持つて居るだらうか。世間の反対には多少反省して居るだらうか。自分の見る所ではさうではない様である。定めし思つたよりも小言が少い、世間は何でも命令次第と思つて居るかも知れない。が、一言当局者に言つて置きたいのは、「あの仮字遣は土台批評にならんものである、批評の少いのは申分がないからではない。却つて沙汰の限だから。」といふ事である。それはなぜか。

それにはまづ字音といふものゝ性質を説かねばならん。一体字音は支那の語は西洋語であつて、今我々が西洋語のランプとかマッヂとかいふのと違が無かつたには相違ないけれども、しかし現在の発音の様に読んだ者では無くて、従来の仮名遣の通の発音であったものが、一千年もたつ中に、すべての発音が變つて来て、仮字と一致しない様になつたものである。字音仮字の極つた当時に、其の音の種類によつて発音以外にむづかしい規則を立てた者ではない。さうして見れば字音仮名は他の国語の仮字の様に昔の発音を表したものでは

あるが、一千年間に日本語に化してしまった上は決して外国語と扱ふべき者ではない。仮字遣即綴字法が発音と違ふのは日本語全体のことのことで、其の相違変化は字音だと特別のことがあるではなし、一般の国語と同様に変化して来て、全と部分との関係である。所が、今其全の綴字法をば其の儘に差し置いて、部分の綴字法をのみ變へようと云ふのは、何の訳だらうか。言語の種は變って居つても綴字法は同じものである。申さば、隣から貰つた花と自分の内の花とを取り交ぜて瓶にさして置いたが、両方とも、長い間には昔の色とは大造に違つた者となつた。その時に、隣から貰つた花だけ取り換へて新しくしようとする者があつたらば、人は氣の利いた事と評するだらうか。も一つ申さば、梅の花と桜の花とでもあつたならば、持^{モチ}が違ふからといふこともあらうか。同じ様な花で、どのが隣のとも分らん時には何とするだらう。音と訓との区別などは中学生でさへ別らんことが多いのに、どうして小学校の生徒に分るだらう。是は全く出来ない相談といはねばならぬ。今ひとついふならば、人が一丈だけ場所を換へる必用があるならば左右の足で移つて行かねばならぬのに、一人の左足だけ一丈進ませようとする人があつたらば、如何だらう。身体を半分に裂かなければ、右の足も一所に進まねばなるまい。是又出来ない談としかいはれない。

いふのであるから、実に奇怪千万。其の良否など論すべき柄ではない。是は誠に分り易い道理であるのに、もとの井上毅先生の考なども矢張今の文部省のやり方に似てをつた。それは純粹の日本語は仮字遣も昔の法に随つて正すが、字音の方はどうでもよからうといふことであつた。如何にも、只今は字音を仮字で写すことは滅多に無いから、それを小学校の生徒に教へ込む時間が第一不経済である。ケウでもキヤウでもキヨウでもケフでも通じさへすれば差支は無い様な者の、今新しい規則を立てようといふ時にはよく大体の上に目を着けて貰はねば困る。従来とても小学校にて字音仮名を区別させて生徒をいやめたといふ話はあまり聞かぬこと、チャウ、テウ、テフ、など皆チヨウと発音されることは他の国語の例でも生徒が熟く知つてをる事で、それを理解する丈はさして脳力を痛める程では無かつたらうと思はれる。

所が、又、音訓の区別が出来ない時は訓をも新規則によつて書いて小学校の生徒に分るだらう。是は全く出来ない相談といはねばならぬ。今ひとついふならば、人が一丈だけ場所を換へる必用があるならば左右の足で移つて行かねばならぬのに、といふことは如何程の意味であらうか。それを勧めるのか。又は已むを得ず黙認するといふのか。城を乗取る時に三の丸に兵を潜めておいて是は本丸には関係が無いのだといふのは甚怪しいものではあるまい。實際純粹の国語もあの字音

仮名の綴方どほりに綴るがよいといふ見とめがついて居るならば、何故こんな片輪な事をしたかなぜ全体の綴方改定となり、又は蛮勇だと誹つたりするが自分は勇断とも蛮勇とも思はず、只姑息なやり方、曖昧な態度、気の毒な仕振と悲むのである。此の説の通に果して一般国語の綴方を字音と同様にしようといふ定見があつてのことならば、始めてその良否を議することも出来る。けれどもそれにしてもまだ先決問題が沢山残つて居る。まづ當時行はれて居る文章は現在の言語では無くて大抵古文法を骨子としてゐる。その文章を新発音の綴字法で書いて、果して調和が得られようか。「まいないお受くるわあし」など書いたらば滑稽ではあるまい。又標準語もろくに分らん中に、今の発音に従ふと称つてカ、クワ、ジ、ヂ、ズ、ヅなどを混合してしまふのはちと早計ではあるまい。或はどうせ早晚死ぬ奴は薬も飲ませず、むしろ縊つてでも早く往生させる方が功德かも知れないが。次には将来の国字はどうである。今の所は漢字減少と仮字とであり相だが、或は行く／＼は羅馬字にでもする積か。そんな事の為ならば、今から思ひきつて発音のまゝの仮字遣にするのも善からば、此の綴字法もそれによつて改革の方針が極らねばならぬ。もし又一步を進めて仮字専用としたならば如何であら

う。今の日本語は同じ発音の者が極めて多い。それを或る符調でその儘書き表して、満足に、便利に分らせることが出来ようか。仏蘭西語などは一番綴字と発音と違ふ者だが、その様に違はせて書くからこそ読む人も造作なく意味を取れるので、それを発音の儘に書いた日には大混雑を起すことは今から分り切つて居る。英語位の音字の違でさへも発音通にすることが出来かねて居る。独逸のみは綴字と発音と一致して居たがそれは近い頃に國語の統一独立といふ大事業をやつた為に、是非発音の儘に綴らなければならんといふ特殊の事情があつての事で、普通の國殊には建国以来の國語を継続維持してをる國などでは到底真似することの出来ない談であるといつても綴字改革は絶対的に出来ぬとはいはぬ。十分攻究した上は改める所は改めても差支あるまいが、徹頭徹尾発音通といふことは、却つて混雑不明瞭を來す基とならう。動詞の語尾變化などは波行四段活は皆ワイウエ活となり阿行上一段下一段活の語のみが沢山に殖える文法上の奇観はどうにか説明の方法を考へるとしても、その混雑不明瞭はとても忍ばれまい。或は「自然淘汰といふものが有るから、その混雑は次第に無くならう。同音の語は段々変じて来て差支ない様になるであらう。」とも言はれようが、言語といふものは、そんなに無造作に製作されるものでは無い。余計な事して葛藤を惹き起すのは所謂敷蛇の喰に漏れない。結局将来の国字は何

になるにしても、みんな仮名書にして分る丈の綴字法でなければ

実行することが出来ぬといふ事は動かない説で、綴字法を先に極めてから国字も国文も極めるといふ道理は自分にはとても受取れぬのである。そうして見ると、氣の毒ながら此の新仮字遣は誠に辻褄の合はない者、外形からも内容からも、全く排斥せねばならん者と断定しなければならぬ。

世間の話では、十一月中か全国の有志中学校長会の席で、沢柳普通学務局長があの字音仮字遣は中学校ではどうするのかと聞かれた時に、局長はそれは小学校丈のこと、中学校などは漢字をそのまま用ゐるから別段仮名遣は入らぬと答へた相だが、自分には如何にも解し兼ねる答である。字音は教師の口から生徒の耳に伝授されるにしても書くことも又あり相なもの。殊に仮字書にすることも絶対的に無いではない、古文などには随分ある例である。それ等の事を少しも考へて居ないでいきなりの答は果して局長の真意であらうか。文部省ではそんな事についての考をばその外には極めて居ないのであらうが。そんな事ではいよ／＼以つて訳か分らんといふもの。さて頗少いことである。自分は今一度局長にこの事を御尋して置く。序ながら少国民に教へることは政府も国民も実行することでなければならぬ。新仮字書は果して政府が行ふだらうか。国民が行ふだらうか。政府の官報が、今に、短冊を書く氣取で獨点を附けないといふのはそれは誰の責任であ

らうか。

全国の小学校教員は果して新仮字遣を教授する決心か。全国の國語を愛する國民は果して新仮字遣を賛成するつもりか。全国の教育会などは第一に早く態度を極めて賛ひたい。続いて学者先生の意見を沢山聞きたいものである。